

第3期
クリーンめむろ
環境基本計画

平成31年度～平成38年度

芽室町

平成31年3月

目 次

第1章 環境基本計画の策定に関する基本的考え方	
1 計画策定の背景	1
(1) 私たちを取り巻く環境問題	
●温室効果ガス等による地球温暖化の影響について	
●資源問題と3Rによる再資源化について	
●環境汚染に係る諸問題について	
●地球規模での課題解決に向けた新たな取組について	
(2) 芽室町において懸念される環境問題	
2 計画の目的・役割・位置付け	3
(1) 計画の目的・役割	
(2) 計画の位置付け	
3 計画期間	4
4 施策の基本方針	5
5 基本的な取組事項	5
(1) 自然環境との共生に必要な事業の推進	
(2) 資源の循環的な利用等の促進	
(3) 環境教育と環境学習の推進	
(4) 住民活動等の支援	
6 計画の対象地域	6
7 町・事業者・町民の役割と責務	7
8 計画の進行管理	8
9 計画の公表	8
第2章 基本的な考え方と取組施策	
1 これまでの計画から見える課題	9
(1) 景観の保全と創造	
(2) 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進	
(3) 廃棄物の抑制と適正な処理	
(4) 良好な生活環境の整備	
2 環境基本計画が掲げる基本理念	11
3 基本理念を実現するための政策体系	12
第3章 町と事業者と町民が取り組む環境対策	
一 将来の世代のためにすばらしい自然と 快適で安全な暮らしができる環境を残すために 一	
1 町が取り組む環境対策	13
(1) 美しい農村景観と農村環境を守るために	

(2) 快適な都市環境づくりを推進するために	
(3) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全のために	
2 事業者が取り組む環境対策	15
(1) 美しい農村景観と農村環境を守るために	
(2) 快適な都市環境づくりを推進するために	
(3) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全のために	
3 町民が取り組む環境対策	17
(1) 美しい農村景観と農村環境を守るために	
(2) 快適な都市環境づくりを推進するために	
(3) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全のために	

第1章 クリーンめむろ環境基本計画の策定に関する基本的考え方

1 計画策定の背景

(1) 私たちを取り巻く環境問題

● 温室効果ガス等による地球温暖化の影響について

日本は今、環境・経済・社会に関わる複合的な危機や課題に直面しています。

地球規模の環境危機は特に深刻で、とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は日本にも例外なく及びうるものであり、自然災害のリスクを増幅させることが懸念されます。

2015年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効されました。

この「パリ協定」は、気候変動枠組条約に加盟する196か国全ての国が参加する2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みであり、世界全体の平均気温の上昇を2℃より下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること、このために今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を生態系が吸収できる範囲に収めるという長期目標が掲げられました。

日本においても、「日本の約束草案」(2015年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)で示した2030年度削減目標(2013年度比26%削減)の達成に向けて取り組むこととしているほか、「第4次環境基本計画」における長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。

日本では、直近3年間の温室効果ガス排出量は減少しているものの、石炭火力発電所、オゾン層破壊物質からオゾン層破壊効果を有さない代替フロンへの転換の進展及び温室効果の高いフロン類を使用した冷凍空調機器の廃棄の増加等、今後の排出量の増加要因が存在し、目標達成に向けて取り組むべき課題は山積しています。

● 資源問題と3Rによる再資源化について

地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の損失が続いています。このまま損失が継続し、生態系がある臨界点を越えた場合、生物多様性の劇的な損失と、それに伴う広範な生態系サービス(人々が生態系から得ることができる、食料・水・気候の調節などの様々な便益)の低下が生じる危険性が高いと指摘されており、世界の食料需給や水需給の中長期的なひっ迫など人間の福利の低下が懸念されます。

さらに、地球上の天然資源には限りがあるにも関わらず、天然資源に対する需要は拡大し続けており、採掘や廃棄に伴う環境負荷が増大すると同時に、資源制約が経済の足かせとなることも懸念されているところです。

一方、国内では3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等により資源生産性、環境利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、今後、従来取り組んできた3Rなどの資源生産性を高めるための取組を一層強化するとともに、国際的に広く展開していくことが急務となっています。

●環境汚染に係る諸問題について

大気、水、土壌の環境汚染も決して過去の問題ではありません。

マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

国内に目を転じれば、中長期的には環境基準の達成状況は概ね改善傾向にあり、かつて全国的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げているものの、重金属等による土壌汚染や建築物中のアスベスト、無害化処理が完了していないポリ塩化ビフェニル（PCB）といった負の遺産が未だ横たわり、微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダントへの対応など大気環境の課題、閉鎖性水域の富栄養化等の水質環境の課題も未だ残っています。こうした汚染への対応は、新たな産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、国民の健康や生活環境を守る上で、引き続き重要な課題となっています。

●地球規模での課題解決に向けた新たな取組について

生物多様性の喪失や爆発的人口増加に伴う水や食料、エネルギーやレアメタルなどの資源枯渇問題、さらには地球温暖化に伴う気候変動への対応など、地球規模での課題を解決し、持続可能な社会の形成に世界全体で取り組むため、2015年9月にニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、人間・地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

国連に加盟する全ての国は、このアジェンダをもとに2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸問題を達成すべく力を尽くすこととしています。

日本においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割等を示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めているほか、環境省においても、環境に関連している項目について国内外における施策を積極的に展開することとしています。

(2)芽室町において懸念される環境問題

十勝平野の広大な大地の中に、秀麗な日高山脈を望む自然環境に恵まれ、日高山脈を源流とする幾つかの河川や緑豊かな自然に抱かれている芽室町は、多くの先人の努力により、今日までの日本の食糧基地として代表される北海道、その中心となる十勝管内有数の畑作地帯として発展を遂げてきました。また、道路や公園などの都市基盤整備が進むなど、農業を中心とした住みよい環境が調和した町として発展してきました（クリーンめむろ環境基本条例前文より）。

それゆえ、農業を基幹産業とする本町においては、優良な農畜産物の生産、また、快適な生活を送る上でも、周囲の自然環境を良好な状態で保全し、水や物、エネルギー等の環境を維持することは、地域の成り立ちを支える生命線そのものと言えます。

現在、本町では悪臭・騒音・大気・水質の4つの項目の環境調査を毎年実施しており、その結果から見ても現時点においては良好な環境が維持されています。

しかしながら、この良好な環境を維持していくためには、町・事業者・町民が日常的に環境を意識した取組を継続することが重要であり、その積み重ねによって将来にわたって素晴らしい環境が保たれ続けるものと考えます。

日本や世界の中で温暖化防止など地球環境のあり方が再検討されている今、先人たちの開拓により本町の発展を支えた礎である自然環境と、発展によってもたらされた農業を中心としたまちづくりを支える地域環境のあるべき姿を描き、その理念を実現する方策について体系的に位置付ける必要があるものと考えます。

2 計画の目的・役割・位置付け

(1)計画の目的・役割

本町が定める第5期芽室町総合計画（以下「総合計画」という。）には、「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」という町の将来像が掲げられています。

そして、この将来像を実現するための5つの基本目標の1つに「自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり」が掲げられています。

また、平成16年6月1日施行の「クリーンめむろ環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）」の中で、「町は、恵まれた自然環境との共生に関する基本的総合的な施策を策定し、実施しなければならない（第4条）」と規定されています。

さらに、環境基本条例では町だけではなく、事業者や町民の責務を定めており、それぞれの主体における取組を全体として促進することが規定されています。

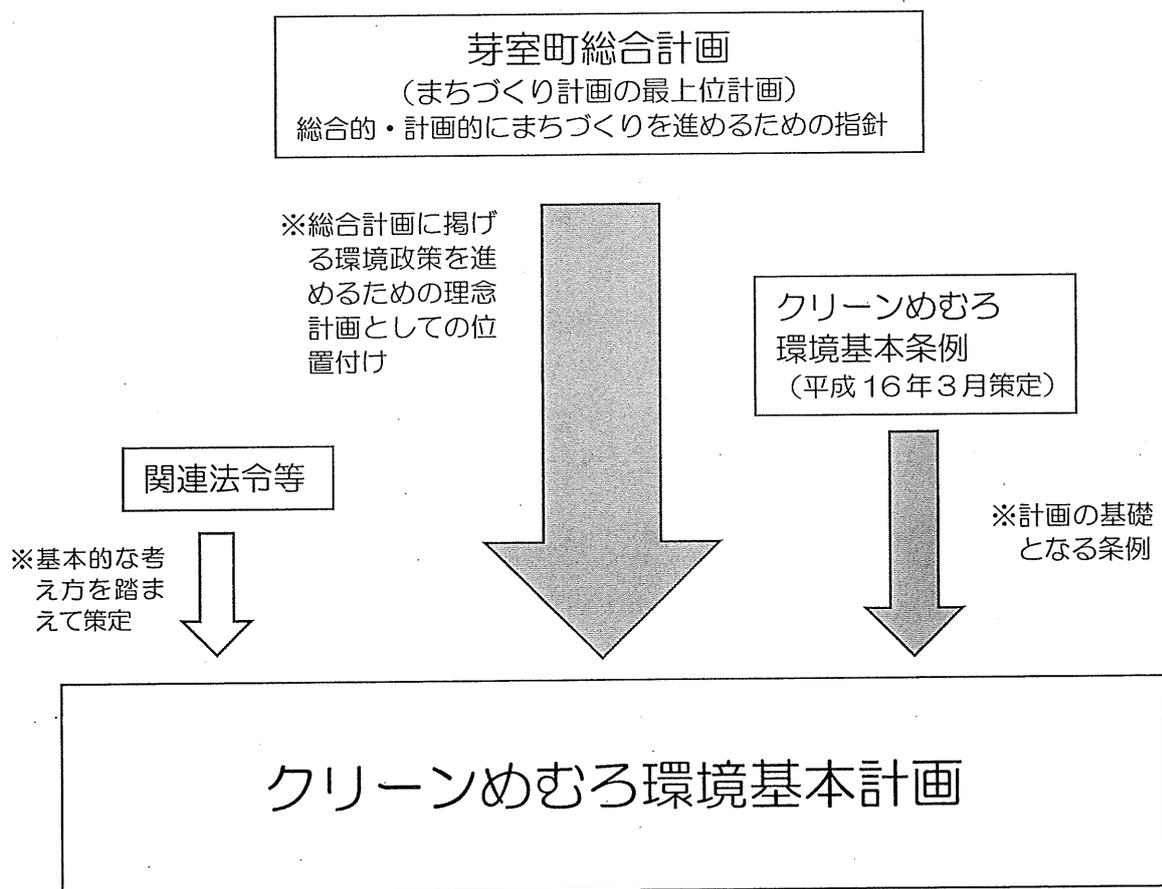
「クリーンめむろ環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）」は、これまでの環境基本計画を引き継ぎつつ、総合計画や環境基本条例の考え方を踏まえた、環境分野における事業推進の指針となる役割を持つものです。

(2)計画の位置付け

環境基本計画は、環境基本条例の目的である環境保全と創出を実現するための方策を、総合的かつ計画的に推進するための計画として定めるものです。

(1) 計画の目的・役割に記載のとおり、環境基本条例の考え方を踏まえつつ、本町のまちづくりの計画として最上位計画である総合計画の中にある環境分野に関する事項について整理し、事業を進めていく上での理念をまとめた計画として位置付けるものとします。

【クリーンめむろ環境基本計画の位置付け】



【クリーンめむろ環境基本計画の変遷】

全国的に環境問題がクローズアップされてきた平成12年、本町では資源ごみの分別収集を開始したことなどから、環境分野の取り組むべき事項をまとめた「クリーンめむろ大作戦計画」を平成12年3月に策定しました。

その後、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、平成16年6月に環境基本条例を施行し、この条例を踏まえた環境分野の実行計画（アクションプラン）として、平成1

7年3月に「第1期クリーンめむろ環境基本計画（クリーンめむろ大作戦パート2）」、平成23年3月に「第2期クリーンめむろ環境基本計画（クリーンめむろ大作戦パート3）」を策定しました。

これらの計画は、各課が具体的に取り組む事項を明記し、その事業に対する評価を行いながら、計画の進行管理を行ってきました。

しかしながら、事業は各課で行っているものの、町として環境分野全体を統括しながら推進していく体制が不明確でありました。

そこで、今回策定する「第3期クリーンめむろ環境基本計画」は、今までのアクションプランとしての「クリーンめむろ大作戦」とは異なり、これまでの環境基本計画を引き継ぎつつ、総合計画の中にある環境分野に関する事業に対する町の考え方を示した理念計画としました。

3 計画期間

本町が定める総合計画は、急激に変わる社会情勢への対応や町長の任期を考慮した8年間で定め、実施計画は前期4年・後期4年としており、第5期芽室町総合計画の構想期間は「平成31（2019）年度から平成38（2026）年度」までの8年間としています。

環境基本計画についても、まちづくり計画の最上位計画に位置付ける総合計画の考え方を踏まえたものにすることが必要であることから、総合計画の構想期間に合わせた平成31（2019）年度から平成38（2026）年度までの8年間の計画期間とします。

ただし、内容については社会情勢や環境問題の変化を踏まえて、必要に応じ見直すことができるものとします。

4 施策の基本方針

町は、環境基本条例に定める基本的な考え方を施策の基本方針とし、総合的かつ計画的に推進するものとします（環境基本条例第8条）。

- ①町民の健康が保護され、及び生活環境の保全が図られ、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気・水・土壌等を良好な状態で保持していきます。
- ②恵まれた自然環境との共生のため、野生生物の種の保存を図るとともに、森林・農地・水辺等における多様な自然環境を保全していきます。
- ③環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等を促進していきます。
- ④公共施設の維持管理、その他の事業実施に当たっては、環境への負荷の低減を図るため、環境方針に基づいた活動の進捗状況を環境審議会及び町に公表します。

5 基本的な取組事項

環境基本計画は、環境基本条例及び4の「施策の基本方針」に基づき、主に次の事項について取り組んでいくこととします（環境基本条例第11条～第14条）。

なお、取組については第2章で記述します。

（1）自然環境との共生に必要な事業の推進

- ①下水道・廃棄物処理施設等の環境保全上の支障の防止に必要な施設整備に取り組みます。
- ②野生生物が生息する領域の確保、良好な水循環機能の維持回復やその他の恵まれた自然環境との共生に必要な事業に取り組みます。
- ③公園・緑地等の自然環境の適正な整備に取り組みます。

（2）資源の循環的な利用等の促進

- ①環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の減量・資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように努めます。
- ②環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理、その他の事業実施にあたっては、廃棄物の減量・資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めます。
- ③環境への負荷が軽減されるような製品などの利用促進に努めます。

（3）環境教育と環境学習の推進

- ①町民・事業者・民間団体が恵まれた自然環境との共生に理解を深めるとともに、それらに関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育と学習の充実を図ります。

（4）住民活動等の支援

- ①町民・事業者・民間団体が行う恵まれた自然環境との共生のための取組に必要な情報の提供や指導、助言等を行います。

6 計画の対象地域

本計画を適用する対象地域は、芽室町全域とします。

ただし、地域特性に応じて限定的に施策を講ずる場合は、その対象地域を特定して明記します。また、河川流域や山林など行政域を超える広域的な環境領域については、施策の有効性を確保するため、関係する近隣自治体や北海道、国などとの広域的連携や調整を図ることも考慮しながら施策を展開していきます。

7 町・事業者・町民の役割と責務

環境基本条例にも掲げているとおり、より良い環境を守り、育て、創造していくためには、町・事業者・町民が、それぞれの役割に応じた取組を行っていく必要があります。

町が行うべき施策のほか、事業者の活動や町民の日常生活等においてそれぞれが実施可能な環境に配慮した行動に取り組んでいきます。

環境基本計画を推進するための連携体制

町 民

○日常生活において一人ひとりが環境への負荷を低減するよう努めます。

事業者

- 環境に及ぼす影響に配慮するとともに、公害防止や自然環境を保全するため、必要な措置を講じます。
- 製品や設備、原料等による環境への負荷を低減するため必要な措置を講じるとともに、廃棄物の減量に努めます。

協働・連携

町

- 恵まれた自然環境との共生に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施にあたっては、良好な環境の保全と影響が低減されるよう配慮します。

8 計画の進行管理

今回の環境基本計画については総合計画をもとに構成しています。

町の各事業は総合計画に基づいて行われ、総合計画における実施計画に掲げる施策は芽室町総合計画審議会において毎年評価が行われています。

環境部門の施策の評価についても芽室町総合計画審議会で評価されることから、その評価結果を環境基本条例に基づく「芽室町環境審議会」に報告することとします。また、町が行う環境部門に係る事項等に対する意見等をいただき、意見等を事業を実施する各課と共有しながら環境分野の施策の進行管理を行っていきます。

なお、環境基本計画については、4年目の中間年度に計画の検証・見直しを行い、計画の最終年度には、次の計画の策定を円滑に行うための準備も考慮に入れて評価を行うこととします。

9 計画の公表

環境基本計画の策定内容及び変更内容については、ホームページや広報誌等を通じて周知を行い、広く計画内容が知られるように公表します。

なお、計画策定及び変更時に関する公表・資料配布に当たっては、要旨等をまとめた簡易版を作成することとします。

第2章 基本的な考え方と取組施策

本町における事業については、環境の保全に配慮したものとなっているところですが、これまでの計画の実施状況等を振り返りつつ、取り組むべき施策について検討したところです。

1 これまでの計画から見える課題

(1) 景観の保全と創造

都市環境を形成する屋外広告や公共サインについて、近年頻発する災害等を受けて防災・減災対策に取り組んでいることなどから、統一的な公共サインの設置や、適正な屋外広告の申請許可等、対応はできているところです。

また、防風林や農地整備等、農村景観に対する取組も継続して行われているところです。

一方、市街地や農村地域を花いっぱいで彩る「花いっぱい運動」については、事業等を実施し、町民個々や団体等による取組の定着が見られています。しかしながら、環境学習等における環境セミナー参加者の減等は、町民ニーズに合致していないことが考えられます。

ペット飼育マナーや空間地等の管理対応を含め、町民に対する景観保全対策について、状況把握や意見聴取などを踏まえながら、どのような効果を挙げられるのか、事業の検証等を行うことが課題です。

(2) 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進

昨今の新エネルギー対策により、本町も公共施設等に新エネルギーを取り入れた設備を構築しているほか、町民への補助・助成等により、環境に優しい住環境の整備等に取り組んできました。

また、関係機関等との共同により、化学肥料等の適正使用・管理等によるクリーン農業が推進されており、本町の農業ブランドは、町内外からも高い評価を得ているものと考えていますが、今後は国際水準GAPの取組が求められています。

町内の環境では、大気汚染・河川水質・悪臭・騒音の4部門について毎年調査を行い、状況を監視しており、現在にあつては基準値をほぼ満たしているところです。

一部の調査においては数値基準を上回るものがありますが、その原因の調査や解消に向けた対策等について、関係機関等と調整するところまで至っていないのが現状です。

今はまだ大きな問題とはなっていませんが、調査結果を踏まえてその原因を把握することは、今後行っていかなくてはならないと考えています。

(3) 廃棄物の抑制と適正な処理

本町においては、ごみ有料化が開始されてから相当の期間が経過していることもあり、ごみ分別はほぼ徹底されているものと考えていますが、一部ではごみが分別されないまま「ダ

メゴミ」として排出されている状況も見受けられます。

また近年、スプレー缶をはじめ、ごみの排出方法が変更されているものもあり、それを認識されていない方がいる現状があることから、分別方法が変更となった際、どのように町民に浸透させるかは大きな課題と言えます。

さらには、国がレジ袋の有料化の義務付けを含んだ使い捨てプラスチックの削減戦略の素案を示すなど、今後において、国の環境政策に基づく様々な制度が打ち出されることも考えられるところであり、これらの状況を把握し、町民等への周知・浸透をさせていくことも今後行うべきことと考えます。

一方、町内会等の団体が行っている資源物分別回収、及び芽室町生活環境推進会が進める生ごみ堆肥化等によるごみ減量対策や不法投棄防止対策は、長年継続されており、町民への意識付けとしての効果が高いところですが、今後においても行政との連携により引き継いでいくべき事業であり、町としても一層の支援強化のほか、さらなるごみ減量化・適正排出に向けた取組の推進が求められるところです。

(4) 良好な生活環境の整備

公園や下水道などインフラ整備については、各関係課において計画を定めながら取り組んでいるところです。

しかし、設置から相当年が経過していることもあり、今後、施設や設備をどのように維持管理していくのが、町全体としての大きな課題となっているところであり、現在、「芽室町公共施設等総合管理計画」の取組をはじめ、設備の長寿命化という観点から、対策に取り組んでいるところです。

ただし、整備には多額の費用を要することから、現状を把握し、優先度を付けながら計画的に整備することが必要であると考えています。

2 環境基本計画が掲げる基本理念

環境基本条例では、その前文において、「あらゆる社会経済の仕組みや生活様式を、私たちが自然の中に生かされている視点から見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を築いていくことが必要」であり、「健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、町民がすこやかで心豊かに生活できる好ましい環境を将来にわたって守り、引き継いでいく大きな責務を有する」としています。

前回の計画は、「快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり～自然と調和した生活環境の整備と環境の保全」を基本的な考え方として、町・事業者・町民がそれぞれの取組を進めてきました。

しかし、『1 これまでの計画から見える課題』に挙げているように、その目標像の実現は今なおその実現途上にあることから、現在行っている取組を踏まえながら、今後においてもさらなる継続が重要です。

さらに、平成31年度から総合計画がスタートすることから、これらの考え方も取り入れていかなければなりません。

これらのことから、新たに策定する環境基本計画で掲げる基本理念を次のとおり定めま

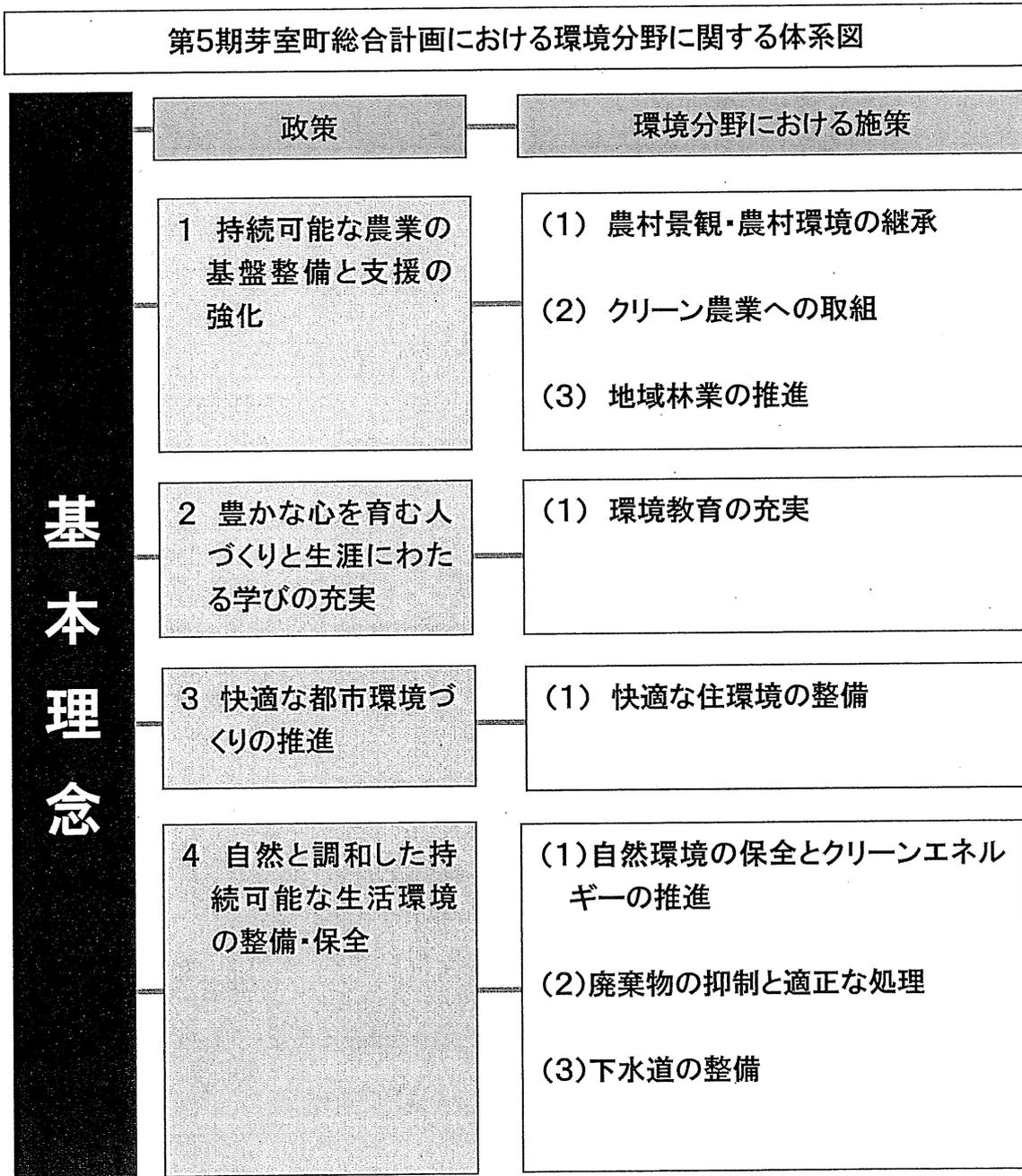
環境基本計画の基本理念

- 恵まれた自然環境との共生は、町民がすこやかで心豊かに生活できる好ましい環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことを目的として行います。
- 恵まれた自然環境との共生は、人間が自然の中に生かされているという視点にたつことを基本とし、健全で恵み豊かな環境の確保を目的に、全ての町民の自主的な取組によって行います。
- 地球環境の保全は、人類共通の願いであるとともに、町民のすこやかで心豊かな生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、全ての町民が自らの問題としてとらえ、日常生活において、積極的に推進します。

【クリーンめむる環境基本条例第3条（基本的な考え方）より】

3 基本理念を実現するための政策体系

環境基本計画の基本理念に掲げる芽室町の恵まれた自然環境との共生について、総合計画における環境分野等に関する基本目標、政策、施策をもとに、関係課において具体的な事業に取り組み、将来の世代のためにすばらしい自然の継承と快適で安全な暮らしができる環境の確保を目指します。



基本理念

第3章 町と事業者と町民が取り組む環境対策

一将来の世代のためにすばらしい自然と快適で安全な暮らしができる環境を残すために一

第2章において、新たな計画期間における基本理念を掲げ、町が取り組む施策体系についてまとめてきました。

しかし、環境対策は町だけが行うものではありません。一人ひとりの行動や取組が大きな環境対策に結びつくこととなります。

そのため、第1章に記載したとおり、本計画は町・事業者・町民が一体となってそれぞれの役割を果たすことによって、芽室町の素晴らしい環境を将来の世代に継承することができるものと考えています。

このことから、町が行うべき事項を掲げるとともに、事業者・町民、それぞれの立場で、できることから取り組んでいくこととします。

1 町が取り組む環境対策

町として環境の保全のため、重点事項として次のとおり取り組んでいきます。

(1)美しい農村景観と農村環境を守るために

○不法投棄の防止強化に取り組めます。

不法投棄やポイ捨てについては、農村地域に多く見受けられます。

これらの未然防止のために、関係機関との連携及び監視体制の充実を図るとともに、啓発活動に努めます。

(2)快適な都市環境づくりを推進するために

○ペットの飼育マナーの周知・啓発に取り組めます。

飼い主のマナーの向上が見られる一方で、依然としてフンの不始末等が散見される状況でもあります。

広報誌や啓発看板等により、さらなるペットの適正な飼育管理について啓発するとともに、苦情の多い飼い主に対しての直接指導等を行います。

○市街地のごみステーションの管理の支援に取り組めます。

ごみステーションの管理については、町内会に担っていただいているところですが、飛散防止ごみネット等について支援を行っていきます。

(3)自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全のために

○ごみの分別ルール周知に取り組めます。

スプレー缶の排出方法のようにニュースなどで取り上げられるものの中には、本町の排

出方法とは違う報道がされることがあり、町民の混乱を招くケースがあります。

このような紛らわしいごみの排出方法については、その都度広報誌等で正しい排出方法を周知していきます。

また、プラスチック容器包装をはじめ、資源ごみの分別の徹底についても継続して周知していきます。

○ごみ減量化の推進に取り組みます。

ごみの減量化については、資源となるものは資源ごみとして排出いただくことを啓発するとともに、コンポストの活用による生ごみのたい肥化の周知・啓発等、ごみ減量に向けた取組を進めます。

○資源物分別回収の推進に取り組みます。

町内会等の団体が行っている資源物分別回収は、ごみの減量化に大きく寄与しているところではありますが、近年、町内会の加入率の低下等から回収量が減少してきているところがあります。

このことから、より一層の分別回収への意欲が図られるような取組を行います。

○ごみ収集サポートについて検討します。

高齢化の進行により、高齢者のみの世帯が増加している状況を考慮し、親族やヘルパーなどの支援が得られない方を対象としたごみ収集サポートについて検討していきます。

2 事業者が取り組む環境対策

経済活動の大きな部分を占める事業者の取組は、環境の保全と創造の推進にとって特に重要であり、事業者は自らの事業活動に伴う環境負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として社会的責任を果たすことが求められます。

このため事業者は、町・町民等と協力・連携し、取り組みを推進していくことが期待されます。

(1)美しい農村景観と農村環境を守るために

○森林の所有者・管理者は、森林が地域特有の資源であることを認識し、森林の多様な機能が十分発揮できるよう、それぞれに適した育林・保全に努めます。

森林は、多様な公益的機能を有する地域全体の環境財です。森林の所有者・管理者は、このような認識を持って保全に努めます。

○農薬や化学肥料の低減を進めます。

環境に配慮したクリーン農業を推進するために、堆肥などの有機物の施用による土づくりに努め、化学肥料や化学農薬の使用を最小限にとどめます。

(2)快適な都市環境づくりを推進するために

○不法投棄をされないように所有地の適正な管理に努めます。

敷地に見通しの悪い空間を作ってしまうとごみなどを捨てられたり、敷地が広い場所には不法投棄されたりすることもあります。草刈りや清掃等を行い、不法投棄しにくい環境を維持します。

(3)自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全のために

○リサイクルを推進し、事業系一般廃棄物を削減します。

事業活動においては効率やコスト優先で判断しますので、リサイクル製品より新しい物を購入することもあると思います。しかし、リサイクルの積み重ねにより、生産活動や事務活動に環境配慮の企業文化が根付くはずです。リサイクルの積極的な推進は、企業のイメージアップにもつながります。

○ごみの発生を抑えるような販売方法を進めます。

包装の方法や量り売りなどの販売方法等を工夫することにより、購入者のごみを削減することができます。また、何度でも使用に耐える、修理することで継続して使用ができることを前提とした製品構成にすることも、重要な要素です。

○エコな職場環境をつくります。

小さなことから心掛けると、1か月・1年が経過したときに大きな効果となり、多くの方が取り組むとさらに大きな効果を生むこととなります。身の回りの小さなことから始めます。

【今からできる取組の一例】

- ・照明やパソコンなどの事務機器等の使い方などを見直します。
- ・暖房機器や電気製品の使い方などを見直します。
- ・紙の使い方などを見直します。
- ・環境に配慮した備品を購入します。
- ・ごみの減量化に努めます。
- ・エネルギーの使用状況や環境に配慮した取組の実態を把握します。
- ・資源の回収・再使用・再利用を促進します。

3 町民が取り組む環境対策

今日の環境問題の多くは、町民一人ひとりの日常の生活に伴って生じる環境への負荷が大きな原因となっています。

このため、町民は自らの生活が環境に与えている負荷の大きさを十分に認識し、地域社会や行政などと協力・連携して環境の保全と創造のための取組を推進していくことが求められています。

(1)美しい農村景観と農村環境を守るために

○植樹活動や育林体験等、樹木や森と関わる機会があれば、積極的に参加します。

植樹や枝打ち・枝払い・間伐など、樹木や森林の育成に関わることで、環境教育的な効果が生まれます。また、その場が共同利用空間として地域全体の環境財となります。

さらに、新しい樹木を植え、その樹木が大きく成長すると二酸化炭素吸収効果が大きくなることや、樹木が増えることによって、水の循環や生物の生息環境などにも寄与することになります。

○野鳥や自然の動物たちと親しむ機会を持ちます。

森林は、多様な生物の生息空間であり、植物や動物など生態系の宝庫です。その仕組みを体験的に学ぶことは環境全体を知り、考えるきっかけとなります。

植物や動物との触れ合いを楽しむことは、自然を保全する活動の第一歩です。その楽しみを継続していくために、森林に対して配慮した行動を行います。

(2)快適な都市環境づくりを推進するために

○公園をきれいに使います。

公園は、子どもたちをはじめ町民の皆さんの憩いの場となります。また、災害時において一次避難場所となるのが、町が指定する公園です。

ごみなどを捨てたり、芝生を荒らしたりなどの行為をせず、大切にきれいに使用します。

また、「芽室町公共サービスパートナー制度」により公園の維持管理を町内会等が実施しています。このような町内会等の事業へ積極的に参加します。

○ペットの飼育マナーを守ります。

かつては、イヌのフンなどが道路や公園のあちらこちらに見られましたが、現在は、飼い主の方々のマナーにより、きれいな住環境が保たれています。

今後においても、ペットを飼育する責任としてしつけをしっかり行い、飼育マナーを守ります。

○所有地の適正な管理に努めます。

敷地に見通しの悪い空間を作ってしまうとごみなどを捨てられたり、敷地が広い場所には不法投棄されたりすることもあります。草刈りや清掃等を行い、不法投棄しにくい環境を維持します。

(3)自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全のために

○町の分別ルールにしたがって、適正な分別をします。

ごみ分別は、リサイクルの第一歩です。使える資源を活用するかごみにするかは、分別する皆さん一人ひとりの意識です。ルールを守って、資源化の効率を上げます。

○汚れを落としてリサイクルしやすい分別をします。

せっかく分別しても、異物等で汚れていては、成分としてもコスト面からも効率的な資源化は困難となります。最低限の洗浄をするなど、資源化できる分別に心がけます。

○リサイクル商品をなるべく優先的に使用します。

リサイクルによって作った商品は、従来からの製品と比較しても実用上は問題ないものが多いと思います。リサイクル商品の市場形成のためにも、可能な限りリサイクル商品を購入します。

○日常生活での水の使い方や排水に気をつけます。

水切りネットや排水口ネットの使用により、排水から固形物を除去します。また、油やソースなどは紙や古紙で拭き取ってから洗い、洗剤は適正量で使います。

○レジ袋を使わずに、マイバッグを使用します。

レジ袋は使い捨てのごみになることが多いので、なるべく使わないようにし、代わりにマイバッグを使うようにします。

○詰替え商品や簡易包装の物を買うようにします。

入れ物はたくさんあっても中身がなくなれば最終的にはごみになります。新たな入れ物等は買わない、野菜等は簡易の包装の物を選んで買うようにします。

○食べ残しをなくし、コンポストなどで家庭菜園等のたい肥に活用します。

安いからと衝動買せず、適切な量を購入し、食べる分だけ調理します。食べ過ぎの健康管理にも効果的ですし、調理用のエネルギー節約にもなります。

また、生ごみはコンポストなどでたい肥化し、活用できるようにします。

○町や団体等が主催する環境事業に参加します。

毎年春と秋の2回、芽室町生活環境推進会が『クリーンアクションめむろ』を実施し、町内の清掃活動を通して環境美化と環境への意識啓発に取り組んでいます。また、芽室町生活環境推進会は町と連携しながら環境セミナーをはじめ、様々な事業に取り組んでいます。

これらの町や団体等が実施する事業に積極的に参加します。

○エコライフに取り組めます。

小さなことから心掛けると、1か月・1年が経過したときに大きな効果となり、多くの方が取り組むとさらに大きな効果を生むこととなります。身の回りの小さなことから始めます。

【今からできる取組の一例】

- ・暖房の温度を少し低く設定します。
- ・シャワーを流しっぱなしにせずに使います。
- ・風呂の残り湯を洗濯に使いまわします。
- ・待機電力をなるべく使いません。
- ・家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用をなるべく集中して使います。
- ・車の運転を可能な範囲でやめ、自転車や徒歩を利用します。